

京都市告示第392号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

令和3年11月4日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

令和3年11月11日（木） 午後3時から午後4時まで

2 返還の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1 横大路運動公園内一時保管場所

3 返還の対象となる屋外広告物等

- (1) 令和3年4月27日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
- (2) 令和3年8月24日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)